

# 元高崎地本組合員らによるJR東労組に対する損害賠償請求事件 一審に引き続き控訴審も 通帳返還請求に続き

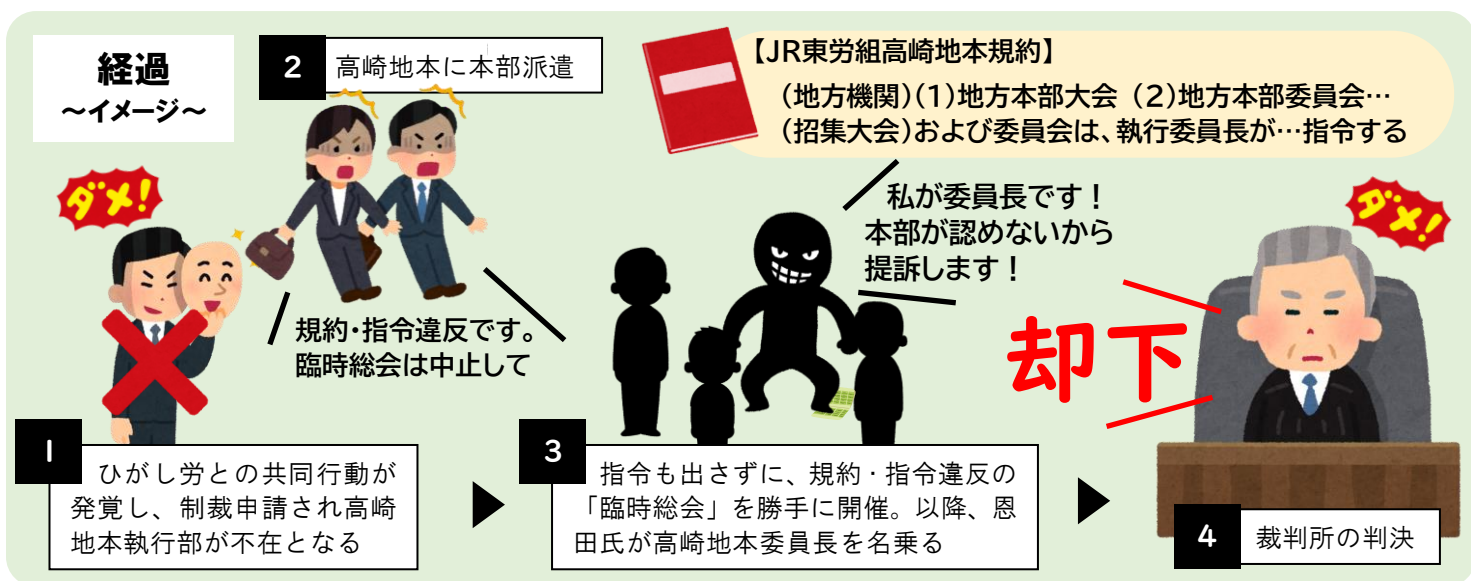
JR東労組は、除名された恩田孝美氏・中山透氏・杉山晃氏・松本紀行氏・佐藤麻美氏・宮口今朝美氏、制裁審査中の新井賢一氏、漆原徹氏、角田文典氏、退職された町田和明氏から①恩田氏が高崎地本の代表者であること②高崎地本事務所の明渡し③もらえるはずだった地本交付金(250万円)の支払④組合員としての活動ができない精神的苦痛に対する慰謝料⑤佐藤麻美氏が高崎地本で就労できなかった分の賃金などの損害賠償を求め、提訴されていましたが、一審に引き続き控訴審も、恩田氏らの主張は全て棄却され、JR東労組の勝利判決(2023.9.28)が出されました。



## その1

### ■判決要旨 (恩田氏が高崎地本の代表権を有するか)

- 恩田氏は、地本執行委員長が招集した地方本部大会において、地本執行委員長に選出されていない。
- 規約により代表者の選出に係る意思決定機関及びその招集手続きの定めが存在する場合、それに基づき決定されたものでなければ対外的な効力を有しないというべき
- 規約に基づき招集された意思決定機関により執行委員長に選出されていない恩田氏は高崎地本の対外的な代表権を有しない。
- 恩田氏が高崎地本の代表権を欠く結果、JR東労組高崎地本の代表者として行った訴訟は無効であり、恩田氏らの訴えは却下を免れない。また、以上の結果として高崎地本事務所の明渡しや交付金の問題も判断する必要がない。



\* 代表権の判断については、控訴審判決は第一審判決支持

また

# JR東労組の判断の正しさが証明される